（介護予防）短期入所生活介護

重要事項説明書

ショートステイ真盛園　重要事項説明書

（介護予防）短期入所生活介護（大津市指定　第 2570100046 号）

当事業所は、ご契約者に対して指定(介護予防)短期入所生活介護サービスを提供します。事業所の概要や提供されるサービスの内容、契約上ご注意いただきたいことを次の通り説明します。

１．事業所

法人名	社会福祉法人真盛園
法人所在地	大津市坂本五丁目１３番１号
代表者氏名	理事長　　市　川　隆　成

２．事業所の概要

施設名称	ショートステイ真盛園
施設所在地	大津市坂本五丁目１３番１号
指定許可年月日	平成１２年　３月３０日
指定事業所番号	２５７０１０００４６
管理者名	原　　健
入所定員	５名
電話番号	０７７－５７８－７７７２
通常の事業実施地域	真野・堅田・仰木・仰木の里 仰木の里東・雄琴・日吉台・坂本 下阪本・唐崎・滋賀・山中比叡平 長等学区

３．利用施設であわせて実施する事業

事業の種類	指定年月日	指定番号	利用定員
特別養護老人ホーム	平成 12 年 3 月 30 日	2570100046	120 名
養護老人ホーム	昭和 31 年 5 月		60 名
デイサービスセンター	平成 12 年 3 月 30 日	2570100046	25 名/日
訪問看護ステーション和顔	平成 18 年 8 月 1 日	2560190163	
特定施設入居者生活介護事業所	平成 18 年 8 月 1 日	2570100046	60 名
地域交流センター真盛園	平成 17 年 1 月 24 日		

４．施設の目的と運営方針

目的　　天台真盛宗西教寺の伝統と宗教的信念に基づいて、老人福祉に関する可能な限りの事業を実践し、地域における老人福祉の拠点となり、人間が安心して暮らせる社会作りを目的としています。

法人理念　（１）人間平等の原則の上に立っての福祉増進
（２）宗教的雰囲気の中での心の安らぎ
（３）恵まれた自然環境の下での健康保持

経営方針　（１）利用者の意思及び人格を尊重し、利用者の立場に立ったサービスの提供に努める。
（２）地域、行政、他のサービス事業所と緊密な連携を図りながら社会的責務を果たし、総合的な福祉のサービス提供に努める。
（３）社会的ルール、法令を遵守しながら経営の透明性を確保し、持続可能な経営に努める。

介護方針　（１）利用者主体に努めます。
（２）その人らしい自立（律）した生活を支援します。
（３）サービスの質の向上と職員の資質の向上に努めます。
（４）自分が利用したい施設にします。

５．居室等の概要

居室等の種類	室数	備考
１人部屋	1	
２人部屋	10	
４人部屋	26	
静養室	2	
食堂	2	
リハビリ室	1	
浴室	2	寝台浴槽・一人浴槽２台・大浴槽
医務室	1	
談話室	1	

＊特別養護老人ホーム真盛園の設備と共有

６．職員体制

令和８年５月１日現在

職種	職員数	常勤換算人数	常勤		非常勤	
			専従	兼務	専従	兼務
事業所長（管理者）	2	1.0		2		
医師	1				1	
介護職員	46(29)	42.0	39(25)		7(4)	
生活相談員	2	2.0	2			
看護職員	9	6.6	2	3		4
機能訓練指導員（看護師兼務）	7	1.1		3		4
管理栄養士	1	1.0	1			
介護支援専門員	2	2.0	2			

＊特別養護老人ホーム真盛園の職員数を含む

＊(　)内の数字は介護福祉士有資格者数

７．主な職種の勤務体制

職種	勤務体制
医師	水・土曜日　13:30～15:00、13:00～14:00 弟1.3火曜日　12:30～13:30
介護職員	前勤：　7:00～16:00 後勤：　10:00～19:00 遅番：　10:30～19:30 遅出：　11:30～20:30 準夜：　16:00～　1:00 深夜：　0:30～　9:30
看護職員	前勤：　8:00～17:00 後勤：　9:30～18:30
生活相談員	8:30～17:30
栄養士	8:30～17:30

８．施設サービス概要と利用料

（１）　介護保険の給付の対象となるサービス

①食事（但し、食材料費及び調理費は自己負担です。）

・本人の自立支援の為、離床して食堂にて食事をとって頂く事を原則としています。

・食べられないものやアレルギー等がある方は、事前にご相談下さい。

・時間

朝食	７：４０～
昼食	１１：４０～
夕食	１７：４０～

②排泄

・排泄の自立を促すため、本人の身体能力を最大限活用した援助を行います。

③入浴

・週に最低２回は、入浴して頂けます。但し、健康状態により清拭となる場合があります。

④生活相談

・生活相談員に、介護以外の日常生活に関する事も含めて相談できます。

⑤その他・自立への支援

・生活のリズムを考え、毎朝夕の着替えを行なう様に配慮します。
・清潔で快適な生活が送れる様、適切な整容が行われる様に援助します。
・シーツ交換、衣類の洗濯は汚れの状況に応じて、随時行います。
・洗濯は、必要に応じて行います。（衣類等で高価品で洗濯して欲しくない物又は、洗濯の必要のない物等がありましたら、あらかじめご連絡ください。）

☆利用料

利用料金は本人の要介護度によって異なります。
利用者の負担割合は『負担割合証』に記載された割合となります。
下記の表は、1 日あたりの利用料金です。
日数によって多少の誤差が生じますのであらかじめ御了承下さい。
令和６年６月１日～

介護区分	1 日あたり	1 割負担の場合	2 割負担の場合	3 割負担の場合
要支援 1	451 単位	¥476	¥952	¥1,428
要支援 2	561 単位	¥592	¥1,184	¥1,776
要介護 1	603 単位	¥637	¥1,273	¥1,909
要介護 2	672 単位	¥709	¥1,418	¥2,127
要介護 3	745 単位	¥786	¥1,572	¥2,358
要介護 4	815 単位	¥860	¥1,720	¥2,580
要介護 5	884 単位	¥933	¥1,866	¥2,798

各種加算	単位数 (1 割・2 割・3 割)	備考
サービス提供体制 強化加算Ⅱ	18 単位 (19 円・38 円・57 円)/日	介護職員のうち介護福祉士が 60%以上配置されていること。
夜勤職員配置加算Ⅰ	13 単位 (14 円・28 円・41 円)/日	夜勤を行う職員の数が最低基準を 1 人以上上回っていること 。
看護体制加算Ⅰ	4 単位 (5 円・9 円・13 円)/日	常勤の看護師を1名以上配置していること。
看護体制加算Ⅱ	8 単位 (9 円・17 円・25 円)/日	配置基準より+1 名で加算されます。 24 時間の連絡体制を確保していること。
生産性向上推進体制 加算Ⅱ	10 単位 (11 円・21 円・32 円)/月	生産性向上ガイドラインに基づいた業務改善を継続的に行うとともに、効果に関するデータ提出を行っていきます。

送迎加算	184 単位 (195 円・389 円・582 円)/片道	本人の状態、家族の事情等から送迎を行うことが必要と認められる場合（片道）。
介護職員等処遇改善加算Ⅰロ	１ヶ月の総単位数×17.6%	介護分野の職員の処遇改善、介護サービス事業者の生産性向上や協働化促進のため算定する。
療養食加算 （対象者のみ）	8 単位 (9 円・17 円・25 円)/回	医師の発行する食事せんに基づき、食事の提供が管理栄養士又は栄養士によって管理されていること。
緊急短期入所受入加算 （緊急利用時のみ加算）	90 単位 (95 円・190 円・285 円)/日	本人の状態や家族等の事情により介護支援専門員が緊急やむを得ないと認め、計画には無いショートステイを利用した場合。 緊急利用から起算して 7 日または 14 日間を限度に加算。
長期利用者に対する短期入所生活介護	-30 単位 (-32 円・-63 円・-95 円)/日	連続して 30 日以上ショートステイを利用した場合、１日あたり 30 単位減算。

＊通常の事業の実施地域以外からの利用は、実施地域を越えた地点から自宅の距離が 10km ごとに別料金(片道¥500-)
＊これらの料金は国が定めた基準(5 級地…10.55)で計算されています。
＊保険料滞納等の場合に１０割を支払い、サービス提供証明書を発行・保険者から償還を受けられます。
＊要支援の場合は夜勤職員配置加算・看護体制加算・緊急短期入所受入加算は加算されません。

（２）　介護保険の給付対象外となるサービス
以下のサービスについては、利用料金の全額が利用者の負担になります。

①滞在に要する費用
・この施設及び設備を利用し滞在されるにあたり、光熱水費相当額及び室料をご負担して頂きます。　　１日・・・９１５円
＊但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された居住費（１日あたり）のご負担となります。
・通常設備以外の電気機器類を持込み使用される場合は、電気料を負担して頂きます。（電気スタンド・電気毛布・テレビ等）
１日・・・５１円

②食事提供に要する費用
本人に提供する食材費及び調理費にかかる費用です。

朝食…350 円	但し、介護保険負担限度額認定証の発行を受けている方は、記載された食費の金額(1 日当たり)のご負担になります。
昼食…750 円	
夕食…700 円	

③理美容サービス

毎月２回、移動散髪によるサービスを利用して頂けます。
事前予約制となります。御了承下さい。
男性・女性…実費

④レクリエーション及びクラブ活動

希望によりレクリエーション及び行事等(居酒屋・喫茶・葡萄狩り等)やクラブ活動(主に華道教室）に参加して頂く事が出来ます。
＊参加の際は、材料費等実費を頂きます。

⑤複写物の交付

本人は、サービスの提供についての記録をいつでも閲覧できますが、複写物を必要とする場合、又はその他ファックスやコピーをご使用になられる場合は、一枚あたり１０円をご負担して頂きます。

⑥日常生活上必要となる諸費用実費

日常生活品の購入代金等、利用者の日常生活に要する費用で本人に負担して頂く事が適当である物に かかる費用を負担して頂きます。
＊衣服・医薬品・特殊な医療用品等

（３） 利用の中止・変更・追加

①利用予定日の前に、本人の都合により、サービスの利用を中止又は変更、もしくは追加する事が出来ます。 この場合、利用予定の前日までに事業者に申し出て下さい。

②利用予定日の前日までに申し出がなく、当日になって利用の中止の申し出をされた場合、取消料として下記の料金をお支払い頂きます。
但し、体調不良等正当な事由がある場合は、この限りではありません。

前日までに申し出があった場合	無料
前日までに申し出がなかった場合	予定食材費として 1,800 円

③サービスの変更や追加の申し出に対し、ベッドの空き状況によりご希望に沿う事が出来ない場合があります。

９．当施設ご利用の際にご留意して頂く事項

来訪、面会	・来訪者は、来園者記入票に必要事項を記入して頂き各部署の職員にお渡し下さい。生ものの持ち込みは、禁止させて頂きます。又、食料品・衣類等を持込みになられる際は、必ず職員にお申しで下さい。
外出、外泊	外出・外泊の際には、必ず行き先と帰宅日時を職員に申し出て下さい。（場合によっては、身分確認証をご提示して頂く場合があります。）
居室・設備	施設内の居室や設備・器具は本来の用法に従ってご利用下さい。これに反したご利用により破損等が生じた場合は、弁償して頂くことがあります。
迷惑行為等	騒音等他の利用者の迷惑になる行為はご遠慮願います。又、やみくもに他の居室等に立ち入らないで下さい。
宗教活動	施設内での他の利用者に対する執拗な宗教活動は、ご遠慮下さい。

１０．サービス利用に当たっての禁止行為

利用者や職員に対する以下の（著しい迷惑な）行為は固くお断りするとともに、サービスの中断や契約を解除する場合があります。
施設の快適性、安全性を確保するためにもご協力をお願いします。

身体的暴力	**身体的な力を使って危害を及ぼす行為** 例：物を投げつける、叩く、蹴る、唾を吐く、服を引きちぎる、など
精神的暴力	**個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為** 例：怒鳴る、威圧的な態度で文句を言い続ける、理不尽なサービスを要求する、差別（的な言動）をする、嫌がらせをする、など
セクシュアルハラスメント	**意に沿わない性的誘い掛け、好意的態度の要求等、性的な嫌がらせ行為** 例：必要もなく手や胸をさわる、抱きしめる、卑猥な言動を繰り返す、など
その他の禁止行為	**長時間の電話、頻回な電話、理不尽な要求、過度な要求、特定な職員への攻撃** 例：深夜にわたる電話、１時間に数回の電話、転倒させないで欲しい、など
ご遠慮いただきたい行為	**個人的な贈り物、個人的な勧誘など** 例：個人的な差し入れ、プレゼント（現金、商品券 等）を渡すイベントなどに招待する、職員の個人的な情報を尋ねる 宗教の勧誘　など

１１．その他の事項

①当施設ではボランティアや実習生を受入れています。時には、ボランティアや実習生が介護に当たる場合がありますが、法律に定められたものや県の方針によるものであり、介護者育成又は、理解を広める為のものでありますので、ご了承下さい。

②本人又は他の利用者の状態によって居室の変更をする場合がありますが、よりよい生活環境を確保する為でありますので、ご了承下さい。

１２．苦情の受付けについて

当施設のサービスについて、ご不明な点や疑問、苦情等がありましたら、下記の専門窓口で受付をしています。お気軽に御相談下さい。

＊真盛園苦情窓口・・・原　健　　TEL(０７７)５７８―７７７２

行政機関、その他苦情受付け機関

大津市健康保険部介護保険課	大津市御陵町 3-1
	(077)528-2753
滋賀県社会福祉協議会運営適正化委員会	県立長寿社会福祉センター内
	(077)567-4107
滋賀県国民健康保険団体連合会	大津市中央４丁目５番９号
	(077)510-6605

１３．緊急時の対応

体調の変化等、緊急の場合はご家族又は緊急連絡先に連絡します。

１４．事故発生時の対応

本人に対するサービス提供により事故が発生した場合には、速やかに利用者家族、関係市町村、居宅介護支援事業所等に連絡を行なうと共に、必要な措置を行ないます。

１５．損害賠償

事業者は、本人に介護を提供する上でこの契約の各条項に違反し、または介護保険法令、大津市介護保険条例及びその他の関係法令に違反し、事業者の責めに帰すべき事由により、本人の生命・身体・財産に損害を及ぼした場合、事業者は本人に対し、その損害を速やかに賠償する義務を負うこととします。体調の変化等、緊急の場合は別紙の届けによる緊急連絡先に連絡します。

１６．非常災害対策

非常災害等に備えて、防火管理者または火気・消防等についての責任者を定め、年２回定期的に避難、救出その他必要な訓練を行います。

非常災害等の発生の際に他の社会福祉施設との連携・協力を図り、相互にその事業を継続することができるよう努めなければならない。

１７．事業所運営の指針

事業所はその運営について、暴力団員の支配を受けることなく、又、事業所を運営する法人の役員、管理者及び職員は、暴力団員であってはならないとしています。

１８．利用者の人権の擁護

事業所は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、職員の研修の機会を確保するとともに、責任者を設置する等必要な体制を整備しています。

１９．秘密保持

従業者は業務上知り得た本人又はその家族の秘密を保持します。

従業者は従業者でなくなった後においても本人又はその家族の秘密を守るべき旨を、従業者との雇用契約の内容とします。

令和　　年　　月　　日

私は、本書面に基づいて事業所から、(介護予防)短期入所生活介護(ショートステイ真盛園)の重要事項の説明を受けました。

本　人　　住　所

氏　名　　印

代理人　　住　所

氏　名　　印

続　柄

ショートステイ真盛園のサービス提供の内容について、本書面に基づき重要事項の説明を行ないました。

事業者　　所在地　　大津市坂本５丁目１３番１号

名　称　　社会福祉法人　真盛園　　印

説明者　　職名　　生活相談員

氏　名　　印